

特定非営利活動法人
テレメータリング推進協議会

定 款

制定 平成15年 4月24日
変更 平成19年 5月 8日
平成21年10月 1日
平成22年 1月12日
平成23年 9月 9日
平成30年 6月 1日
平成31年 4月24日

令和元年10月
原本に相違ありません
理事 照井恵光

特定非営利活動法人 テレメータリング推進協議会

特定非営利活動法人 テレメータリング推進協議会

定 款

制定 平成15年 4月24日

目 次

第1章 総 則

名称
事務所
目的
特定非営利活動の種類
事業の種類

第2章 会 員

種類及び資格
入会
入会金及び会費
会員資格の喪失
退会
除名
入会金及び会費の不返還

第3章 役 員

種類及び定数
選任等
職務
任期
解任
報酬等
顧問及び参与

第4章 会 議

種類及び開催
構成
招集
会議に付議すべき事項
議長
定足数
議決
議事録

第5章 運営組織

委員会及び部会等
事務局

第6章 資産及び会計

資産の構成
資産の管理
経費の支弁
会計の原則
事業年度
事業計画及び予算
事業報告及び決算

第7章 定款の変更及び解散

定款の変更
解散
残余財産の処分
合併

第8章 公告の方法

公告

第9章 雑 則

施行細則

附則

(定款の施行日)
(設立当初の役員の任期)
(設立当初の事業年度)
(設立当初の事業計画及び収支予算)
(設立当初の入会金及び会費)
(別表 設立当初の役員)

特定非営利活動法人 テレメータリング推進協議会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人テレメータリング推進協議会と称する。以下「本会」という。

また、英文名を Japan Utility Telemetry Association といい、略称を JUTA とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区内に置く。

2 前項の他、従たる事務所を大阪市北区西天満5-10-16植月ビル 石油産業新聞社関西支社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービス（緊急通報、火災通報、侵入通報、家庭情報サービス、エネルギー管理サービス、電気・水道検針など）に関する幅広い分野で、調査・研究・開発及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行い、集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービスの技術水準の高揚と品質向上、次世代人材の育成を推進しもって保健・医療または福祉、社会教育、地域安全、情報化社会の発展、経済活動の活性化、消費者の保護、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という）に掲げる次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救助活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 科学技術の振興を図る活動
- (13) 経済活動の活性化を図る活動
- (14) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (15) 消費者の保護を図る活動
- (16) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言の活動

(事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービスに関する資料の収集及び開発・調査・研究
- (2) 集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービスに関する教育・普及
- (3) 集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービスに関する助言又は支援・協力
- (4) 集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービスに関する諸外国支援及び国際協力
- (5) 集中監視システム及び集中監視システムの付加価値サービスに関する関係機関・団体との連絡・協議
- (6) 本会の事業に必要な資料の編纂及び刊行

第2章 会 員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種として、正会員をもって法上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する個人とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する団体とする。
- 4 賛助会員は、A（メーカ）、B（ユーザ）、C（自治体など）、D（その他の団体）の4種とする。

(入会)

第7条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込み書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は前項の入会申込者が第6条第2項に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認められないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込み書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡または次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は別に定める退会届を1ヶ月前に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 1 1 条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき

(2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(4) 会費を 1 年以上滞納したとき

(入会金及び会費の不返還)

第 1 2 条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 1 3 条 本会に次の役員をおく。

理事 8 名以上 2 5 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち、1 人を理事長とし、理事長代理、副理事長、専務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任等)

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、理事長代理、副理事長、専務理事は理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 役員は、法第 2 0 条に適合し、その構成は、法第 2 1 条に適合しなければならない。

5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第 1 5 条 理事長は本会を代表し、会務を統括する。

2 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。

3 理事長は、理事会の議決に基づき、本会の常務を執行する。

4 副理事長は理事長を補佐する。専務理事は理事長・副理事長を補佐し日常の会務を執行する。理事長に事故あるときは理事長代理、副理事長、専務理事の順にその職務を代行する。

5 監事は、法第 1 8 条に掲げる職務を行う。

(任期)

第 1 6 条 役員の任期は、2 年とする。但し再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第17条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められたときは、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員に報酬を支払うことができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第19条 本会に、顧問及び参与若干名をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種類及び開催)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。

3 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の総数の5分の1以上からの請求があったとき

(3) 第15条第5項の規定により、監事が招集したとき

4 理事会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第22条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。

2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法による通知をもって、開催の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第23条 総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員の選任又は解任

(4) 定款の変更

(5) 本会の解散又は合併

(6) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(議長)

第24条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は総会にあっては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。同様に理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 総会の議事録にあっては、正会員の総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者数付記)、理事会の議事録にあっては、理事の総数、出席者数及び出席者氏名。(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者数付記)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会、その理事会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

第28条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第29条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第31条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第33条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 本会が定款を変更しようとするときは、総会において、正会員の総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 本会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第38条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 前1項第2号の事由により本会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

- 第39条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

- 第40条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

- 第41条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 雑 則

(施行細則)

- 第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附則

(定款の施行日)

- 1、この定款は、法第10条により、法人成立の日から施行する。

(設立当初の役員の任期)

- 2、本会の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立から平成16年度の通常総会までとする。

(設立当初の事業年度)

- 3、本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

- 4、本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会に定めるところによる。

(設立当初の入会金及び会費)

- 5、本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員・・・	会費年額	10,000円
(2) 賛助会員A(メーカ)・・・	会費年額	120,000円
(3) 賛助会員B(ユーザ)・・・	会費年額	60,000円
(4) 賛助会員C(その他の団体)・・・	会費年額	10,000円

別表

設立当初の役員

あいうえお順

	役職名	氏 名
1	理事	阿部 剛
2	〃	池田忠緒
3	〃	上原正幹
4	〃	小野博雄
5	〃	下嶋 肇
6	〃	竹澤裕信
7	〃	土田泰秀
8	〃	直江重彦
9	〃	中村 修
1 0	〃	難波良二
1 1	〃	畑中 力
1 2	〃	丸山一洋
1 3	〃	山中唯義
1 4	〃	羅知孝嘉
1 5	監事	村岡清男